

2020年5月13日

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けている全学生の皆さんへ～

「豊橋技術科学大学緊急学生経済支援プラン」

学 長

寺嶋 一彦

本学では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている全学生の皆さんに向けて「豊橋技術科学大学緊急学生経済支援プラン」の第一弾として下記の支援を実施します。一部は先行して実施中のものもありますが、全学生が対象になるものもありますので、必ず参照して手続き等を行ってください。

1. 全学生に対する給付型奨学金の支給（一律3万円を支給）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急激な社会環境変化の中で、学生の皆さんが学業に専念することができるよう、学生生活の維持や遠隔授業に伴う環境整備等に充てるために、緊急措置として全学生へ一律3万円を返済不要な奨学金として支給します。具体的な支給を受けるための手続き等詳細は追って連絡します。

2. 遠隔講義を受けるためのパソコン等の無償貸与

- ① オンライン遠隔講義のために必要なWi-Fiルータを所有しない学生に、本学からWi-Fiルータの無償貸与を行っています。
- ② オンライン遠隔講義のためのパソコン等を所有しない学生に、本学からパソコンの無償貸与を行っています。

3. 授業料の納付期限の再延長（5月末から8月末に延長）

既にお知らせしているとおり、前期授業料納付期限を5月末日まで延期をしたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会経済への影響を考慮し、納付期限を本年8月末まで延長します。

4. 授業料免除等の拡大（家計の急変への対応）

新型コロナウイルス感染症の直接的、間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対する支援を行います。

- ① 学部生については、本年度より開始した新しい国の修学支援新制度において、新型コロナウイルス感染症による家計急変による支援制度（給付型奨学金の給付及び授業料等減免）があります。また、日本学生支援機構による貸与型奨学金についても、家計急変による支援制度がありますので、該当する場合は申請を行ってください。

- ② 大学院生及び留学生については、本学が従前より行っている授業料免除制度の中で、新型コロナウイルス感染症による家計急変への対応を行いますので、該当する場合は申請を行ってください。
- ③ また、上記①、②などの対象にならなかった学生についても、家計が急変した世帯等の学生の状況に応じ、別途授業料免除を行うことがありますので、今後の通知に注意ください。

以上の授業料減免については、学籍や学生の状況により適用される制度が変わってくる点がありますので、別途通知する内容をよく参照の上、適切に申請等を行ってください。

5. 大学において働く場を設けることによる支援

TA、RA等の業務補助（ワークスタディ）等のキャンパス内アルバイトにより、本学内において働くことで経済的に安定した環境を維持します。出校ができない場合でも、在宅による勤務が可能な職種については、それにより維持していきます。

6. TUT エールランチの実施

4月に引き続き、5月も毎週1回、TUT エールランチを無料で希望者全員に提供します。通常の定食に比べ少しデラックスです。ぜひお楽しみください。毎週、ランチ希望者のアンケートを取りますので、注意ください。

7. 特別奨学金制度の新設

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国の新たな修学支援等での対応によっても学生生活の維持が困難で、かつ勉学意欲に富む学生に対して、給付型ないし貸与型（無利子）の奨学金制度を創設します。詳細については、今後別途通知しますので注意をしてください。